

障害者が地域でより安心して暮らせる社会の実現を目指して

障害保健福祉が大きく変わります

障害者が一人一人の能力や適性に応じて自立した生活を営み、地域でより安心して暮らせる社会の実現を目指す障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、新たな障害保健福祉が始まります。

障害者の自立した地域生活を支援する施策は、これまで身体的、精神的、障害の種別によりそれぞれ異なる法律に基づいて実施されてきました。

しかし、▽施設や事業の体系がわかりにくく、使いにくい▽サービスの提供体制などに地方自治体間の格差が大きい▽支援費制度の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源確保が困難—などの課題が生じていました。

こうしたことから、これらの課題を解決し、障害者へのサービスの充実を図るため、障害者自立支援法が制定されました。

これにより、▽福祉サービスや公費負担医療などを、障害の種別にかかわらず、共通の制度のもとに提供▽サービスの提供主体を市に一元化▽利用者負担のルールの見直し—などが定められ、障害のある人々の自立を支援していくこととなりました。

自立支援法Q&A

Q 支援費制度や公費負担医療はどのように変わりますか？

A 支援費制度は平成18年10月から自立支援給付(下図①)に、公費負担医療は18年4月から自立支援医療に移行し、共通の制度で実施されます。

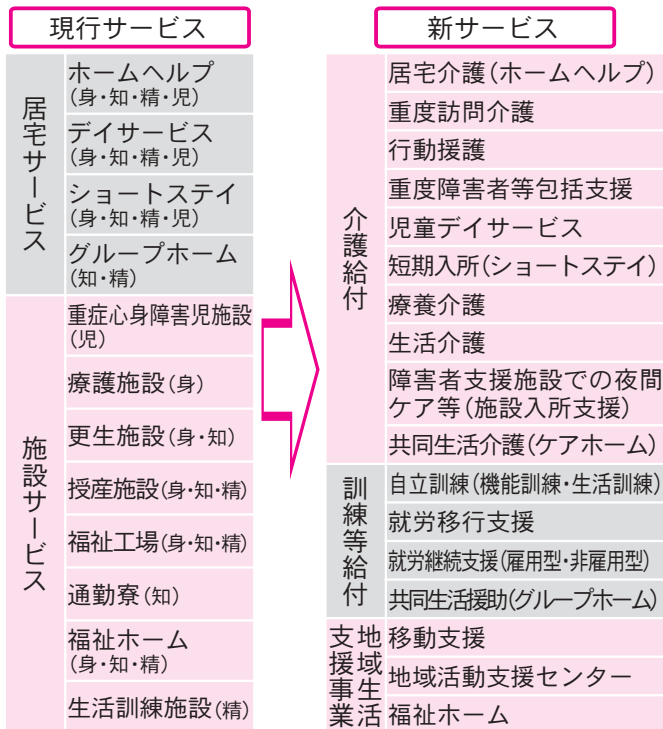
Q 制度を利用するには？

A 制度を利用してサービスを受けようとする方(現在支援費制度を利用している方も含みます)は、手続きが必要となりますので、ご相談ください。

Q 利用者負担はどのようになり

A 支援費制度では所得に基づく応能負担でしたが、4月からサービス量と所得に基づく負担に変わり、費用の1割(所得に応じて負担月額に上限額を設定(下図②))と、食費や光熱費が自己負担となります。なお、所得の低い方については軽減策が講じられます。

図① 福祉サービスの体系(18年10月から)



■入所施設のサービスを日中活動の場と住まいの場に分けることにより、組み合わせを選択できます。

日中活動の場
以下から1つまたは複数の事業を選択

- 療養介護(医療型)
※医療機関への入院と併せて実施
- 生活介護(福祉型)
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(雇用型・非雇用型)
- 地域活動支援センター



住まいの場

- 障害者支援施設の入所支援
- または
- 居住支援(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)

(注)身→身体障害者、知→知的障害者、精→精神障害者、児→障害児

図② 利用者負担(自立支援医療を除く)の上限月額(18年4月から)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下	1万5000円
低所得2	市民税非課税世帯	2万4600円
一般	市民税課税世帯	3万7200円

- サービスは定率負担ですが、所得に応じて左の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
- 所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則となります。

●問い合わせ先
福祉サービス、更生医療：
本庁社会福祉課障害福祉係
または各支所福祉課
精神医療：各保健センター